

# 公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

令和元年 12 月 24 日

支出負担行為担当官  
各都道府県労働局総務部長

## 1 企画競争に付する事項

「生涯現役促進地域連携事業（令和2年度開始分）連携推進コース・地域協働コース」に係る業務

## 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。
- (2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。
- (4) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。

## 3 契約候補者の選定

「生涯現役促進地域連携事業（令和2年度開始分）に係る企画書募集要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者を選定する。

## 4 企画書募集要項を交付する日時及び場所

### (1) 日時

#### ①連携推進コース

令和元年12月24日(火)9時30分～令和2年1月31日(金)17時

#### ②地域協働コース

令和元年12月24日(火)9時30分～令和2年1月24日(金)17時

### (2) 場所 別紙記載の「担当者・連絡先」、厚生労働省及び各都道府県労働局ホームページ

## 5 企画書募集要項に対する質問の受付及び回答

質問は下記により電子メールにて受け付ける。

- (1) 受付先 電子メール renkei@mhlw.go.jp
- (2) 受付期間 令和2年1月17日(金)17時まで
- (3) 回答

問い合わせに対する回答は、随時、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に回答を掲載する。

ただし、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

なお、企画書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

(掲載場所)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190611.html>

○厚生労働省ホームページ

○政策について

○分野別の政策一覧

○雇用・労働

○雇用

○高齢者雇用対策

○生涯現役促進地域連携事業(令和2年度開始分)の実施地域の募集について

## 6 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 令和2年1月10日(金)14時00分
- (2) 場所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 共用第6会議室(3階・日比谷公園側)

## 7 企画書の提出期限等

提出期限

①連携推進コース：令和2年1月31日(金)17時

②地域協働コース：令和2年1月24日(金)17時

※それぞれ提出期限が異なることに留意すること。

ただし、受付は開庁日の9時30分から12時、13時から17時までとする。

当該地域を所管する都道府県労働局あて（別紙記載の「担当者・連絡先」あて）に直接提出すること。

また、郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、別紙記載の担当者あてに企画書の受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

## 8 企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）の開催

### ①連携推進コース

企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）を開催する。開催日時、場所及び時間は、提出者に個別に別途連絡する。

### ②地域協働コース

原則、書類審査とし、必要に応じて企画提案会（プレゼンテーション）を実施する。実施する際は、開催日時、場所及び時間は、提出者に個別に別途連絡する。

## 9 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書は無効とする。また、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった時は、当該者の企画書は無効とする。

## 10 その他

(1) 詳細は、「生涯現役促進地域連携事業（令和2年度開始分）に係る企画書募集要項」による。

(2) 各都道府県労働局の支出負担行為担当官は、別紙のとおり。